

船舶事故調査報告書

平成26年9月25日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成26年3月12日（水） 00時00分ごろ
発生場所	愛媛県松山市安居島北東方沖 安居島灯台から真方位054° 2.6海里（M）付近 （概位 北緯34° 05.8′ 東経132° 45.2′）
事故調査の経過	平成26年3月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート 清勝丸、5トン未満 281-32005広島、有限会社清勝園 9.03m（Lr）×2.40m×0.59m、FRP ディーゼル機関、209.62kW、平成6年9月
乗組員等に関する情報	船長 男性 38歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成25年3月29日 免許証交付日 平成25年3月29日 （平成30年3月28日まで有効）
死傷者等	重傷 2人（同乗者2人）、軽傷 3人（船長及び同乗者2人）
損傷	船首部に破口
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者4人を乗せ、釣り場を移動するため、平成26年3月11日23時50分ごろ、松山市小安居島西方沖の釣り場を出発し、広島県呉市齋島西方沖の釣り場に向かった。 船長は、齋島南西方沖約2Mには、海図に記載されている白石と称する岩礁（以下「本件岩礁」という。）があることを知っていたが、船体後部に設けられた操縦席に腰を掛け、操舵室にいた3人の同乗者と会話をしながら北東進した。 船長は、同乗者との釣りの話に夢中になり、レーダーなどで船位を確認しておらず、約20.0ノットの対地速力で航行し、12日00時00分ごろ、本船は、安居島灯台から真方位054° 2.6M付近の本件岩礁に乗り揚げた。 同乗者は、海上保安庁に事故の通報を行い、船長及び同乗者4人

	<p>は、巡視艇により、呉市豊島のフェリー棧橋に搬送され、救急車で病院に搬送された。</p> <p>同乗者のうち1人は、第2腰椎圧迫骨折、1人は、外傷性血気胸及び多発骨折と診断され、それぞれ入院し、船長は、胸骨、左第4及び第5肋骨の骨折、他の同乗者2人は、それぞれ左第12肋骨骨折及び全身打撲と診断された。</p> <p>本船は、サルベージ会社の起重機船に本件岩礁からつり上げられてバージに載せられ、バージが、引船に広島県江田島市江田島東岸にあるサルベージ会社までえい航された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 低潮時</p>
その他の事項	<p>本船の喫水は、船首約0.6m、船尾約1.1mであった。</p> <p>船長は、本船には約1年間船長として乗船し、本事故発生場所付近の航行経験は夜間も含めて何度もあった。</p> <p>船長は、レーダー及びGPSプロッターを作動させていたが、画面を見ていなかった。</p> <p>本船の船首方向の見通しは、良好であった。</p> <p>本船には、自動操舵装置はなかった。</p> <p>船長及び同乗者全員は、小安居島西方沖の釣り場を出発するまで釣果がなかった。</p> <p>同乗者のうち1人は、操舵室外の船尾甲板上に座っていた。</p> <p>船長及び同乗者は、全員が救命胴衣を着用していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、齋島西方沖の釣り場に向けて北東進中、船長が操舵室にいた同乗者と釣りの話に意識を集中していたことから、齋島南西方沖の本件岩礁に向けて航行し、本件岩礁に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、齋島西方沖の釣り場に向けて北東進中、船長が操舵室にいた同乗者と釣りの話に意識を集中していたため、齋島南西方沖の本件岩礁に向けて航行し、本件岩礁に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操船者は、見張りなどの操船の妨げとなる会話を行わないこと。